

5. 被災者支援（り災証明、被災証明の発行）

り災証明・被災証明は、税の減免などのものとなるものであるから発行が急がれたが、その発行が始まったのは、発災から1か月以上過ぎた平成23年(2011)4月14日からであった。

発行開始当初は、窓口が大混雑したため、事前に整理券を配り対応した。

平成23年(2011)4月は、り災証明書25,490件、被災証明書27,464件、5月はそれぞれ16,555件、16,542件、6月は12,258件、12,539件、7月は3,582件、4,177件が発行された。以後、平成25年(2013)年3月末まで、り災証明書67,201件、被災証明書68,116件が発行された。（再発行を除く）

「り災証明書」=住家の被災程度を証明するもので、市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書

「被災証明書」=被災した事実を証明するもので、住家以外が対象

4月14日(木)から申請受付を開始します。

被災証明書・り災証明書の発行

受付時間 午前9時～午後4時30分(当分の間、毎日受付)

受付場所 市役所3階多目的ホール、河北総合支所、雄勝総合支所
河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所(につこりサンパーククラブハウス内)、牡鹿総合支所、渡波支所、
稲井支所(稲井公民館内)、荻浜支所(荻浜中学校内)

※蛇田支所は、都合により受け付けできませんが、申請用紙は、窓口で配布します。
※渡波支所、稲井支所、荻浜支所については、当日交付ができませんので、お急ぎの方は本庁・総合支所での受け付けをお願いします。

郵送受付 郵送による申請受付も行います。市ホームページからダウンロードし、返信用封筒(80円切手貼)に住所・氏名等を記入の上申請してください。

宛先 〒986-8501[住所不要]石巻市役所り災証明郵便発行係
申請書の事前配布

当日、申請書を記載し受付に提出することになりますが、事前に申請用紙が必要な方は、市役所2階 総合案内窓口(市民の部屋)または各総合支所・各支所で配布します。

◇お願ひ ※被災証明書、り災証明書の受付制限はありませんので、余裕を持ってお越しください。
※受付会場は大変混雑が予想され、ご迷惑をお掛けします。また、車でお越しの場合には、駐車台数が限られていますので、ご了承ください。

申請に必要なもの

- (1)印鑑(認印で可)
- (2)本人確認資料(自動車運転免許証など)
- (3)本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状
- (4)すでに修繕を開始している方は修繕見積書
- (5)被災写真(2~3枚程度)
- (6)カメラの流出などで記録手段のない方は、スケッチや記録メモなどでも可能

*印鑑、確認資料、写真などが無い場合は、その旨申し出願います。

「被災証明書」=被災した事実を証明するもので、住家以外が対象となります。

「り災証明書」=住家の被災程度を証明するもので、市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。

◇ご注意願います

- *津波被害により全壊された住家については、原則的に受け付けした日に事実を確認した上で証明書を交付します。
- *全壊以外の大規模半壊、半壊、一部損壊に該当する場合は、市が被害状況調査を実施した後に交付します。即日交付はできませんので、ご了承願います。

*4月7日(木)の地震により電算機器に障害をきたし、当初予定より受付開始が遅れています。ご理解とご協力をお願いします。

問 証明書発行担当 防災対策課
家屋り災調査担当 稅務課

▲被災証明書・り災証明書の発行開始についての市報いしのまきの記事



ピースボート災害ボランティアセンター 撮影者//上野祥法

▲整理券発行終了のお知らせ



2011.04.21
石巻市 / 東日本大震災アーカイブ宮城

▲渡波支所での受付の様子

6. 被災者支援（義援金など）

全国・全世界から送られた義援金について、被災者に配分した。被災者が多数にのぼったため、一斉の配分とはならず、順次口座に振り込まれる形となった。

最初の配分は、平成23年(2011)5月で、同年12月に第2次配分、平成24年(2012)2月から第3次配分、以後、平成28年(2016)まで毎年秋に義援金の配分が行われた。

災害義援金(第1次配分)

宮城県から配分された義援金を配分します。

※人的被害について、『災害弔慰金』の手続きをした方については、その情報をもって義援金の支給申請としますので、申請は不要です。

※住家被害について、り災証明書で住家の全壊または大規模半壊の判定を受け、『被災者生活再建支援金』の手続きをした方については、その情報をもって義援金の支給申請としますので申請は不要です。

配 分	配分金額	対象者（対象世帯）	必要書類等	受付場所
人的被害	死亡者、行方不明者1人につき 35万円 (行方不明者については、被災日から3か月間行方不明の場合に対象)	死亡者の遺族（配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲）の代表者に配分します。	①死亡診断書（検案書）等の写し ②支給対象者の身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証等） ③戸籍謄本（支給対象者の戸籍謄本） ④申請者の振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号の分かるもの）	市役所3階多目的ホール 河北総合支所 河南総合支所 桃生総合支所 牡鹿総合支所
住家被害	全壊、全焼の住家1戸につき35万円 大規模半壊、半壊、半焼の住家1戸につき18万円	住家の世帯主 1戸の住家に複数の世帯が居住している場合は、その代表の世帯主に1配分。 なお、世帯員全員が死亡している場合は、その遺族（配偶者、子、父母、孫および祖父母の範囲）の代表者に配分します。	り災証明で半壊、半焼の判定を受けた方 ①り災証明書 ②申請者の振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種別、名義人、口座番号の分かるもの）	受付時間 午前9時～午後4時30分 問 福祉総務課

▲災害義援金（第一次配分）を知らせる市報いしのまき記事

東日本大震災災害義援金配分一覧

（単位：万円）

支給対象／配分元・次	石巻市の配分	1次		2次		3次		4次		5次		6次		7次		8次		合計													
		団体	団体	宮城県	宮城県	石巻市	石巻市	第2次配分額	団体	石巻市	第3次配分額	団体	宮城県	石巻市	第4次配分額	団体	宮城県	石巻市	第5次配分額	団体	宮城県	石巻市	第6次配分額	団体	宮城県	石巻市	第7次配分額	団体	宮城県	石巻市	第8次配分額
		1次	2次	1次	2次	1次	2次	3次	4次	3次	4次	5次	4次	3次	5次	6次	5次	6次	7次	6次	4次	7次	6次	4次	8次	7次					
人の被害	死亡・行方不明者	35	50	15	—	1.5	66.5	10	—	10	5	—	5	2	—	—	2	1	0.5	1.5	1	0.5	0.5	2	0.5	0.5	1	123			
	災害障害見舞金支給対象者	0	—	10	—	1	11	10	—	10	—	—	0	2	—	—	2	1	0.5	1.5	1	0.5	0.5	2	0.5	0.5	1	27.5			
全壊	津波浸水区域外	35	50	10	5	1	66	—	0.5	0.5	7	—	7	—	—	1.1	1.1	2	—	2	2	—	0.3	2.3	1	—	1	114.9			
	津波浸水区域内	35	50	10	5	1	66	20	0.5	20.5	14	3	17	6	1	1.1	8.1	2.5	0.5	3	2.5	0.5	0.3	3.3	1.4	0.1	1.5	154.4			
大規模半壊	津波浸水区域内かつ仮設住宅等未利用世帯	35	50	10	5	1	66	30	0.5	30.5	14	3	17	6	1	1.1	8.1	2.5	0.5	3	2.5	0.5	0.3	3.3	1.4	0.1	1.5	164.4			
	津波浸水区域外	18	47	7	3	1	58	—	0.5	0.5	5	—	5	—	—	1.1	1.1	1.5	—	1.5	1.5	—	0.3	1.8	0.5	—	0.5	86.4			
半壊	津波浸水区域内	18	47	7	3	1	58	10	0.5	10.5	9	3	12	5	—	1.1	6.1	2	0.5	2.5	2	0.5	0.3	2.8	0.7	0.1	0.8	110.7			
	津波浸水区域内かつ仮設住宅等未利用世帯	18	47	7	3	1	58	20	0.5	20.5	9	3	12	5	—	1.1	6.1	2	0.5	2.5	2	0.5	0.3	2.8	0.7	0.1	0.8	120.7			
一部損壊	津波浸水区域外	18	27	2	3	1	33	—	0.5	0.5	3	—	3	—	—	1.1	1.1	1	—	1	—	—	0.3	0.3	—	—	0	56.9			
	津波浸水区域内	18	27	2	3	1	33	5	0.5	5.5	5	2	7	4	—	1.1	5.1	1.5	0.5	2	0.5	0.5	0.3	1.3	—	—	0	71.9			
	震災孤児	0	—	—	—	—	0	—	1.5	1.5	—	—	0	—	—	—	0	—	—	0	—	—	—	0	—	—	0	1.5			
母子・父子世帯（震災で母子父子、又は震災時に母子父子で半壊以上）	0	—	—	20	—	20	10	—	10	—	—	0	5	1	—	6	—	—	0	—	—	—	0	—	—	0	36				
高齢者施設等入所者（大規模半壊以上）	0	—	—	10	—	10	10	—	10	—	—	0	5	1	—	6	—	—	0	—	—	—	0	—	—	0	26				

※津波浸水区域は、平成23年度固定資産税及び都市計画税の課税免除指定区域となります。

※「団体」は、義援金受付団体（日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団）の略です。

▲平成28年度までの義援金配分一覧